

		午前	午後	夜間	全日	冷暖房費
	1時間あたり	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	
大ホール（土日祝）		21,600	28,800	28,800	71,300	基本料金の 60%を加算
大ホール（上記以外）		18,000	24,000	24,000	59,400	
中ホール（土日祝）		5,700	7,600	7,600	18,800	
中ホール（上記以外）		4,800	6,400	6,400	15,800	
大ホール第一楽屋		600	800	800	2,000	
大ホール第二楽屋		300	400	400	1,000	
大ホール第三楽屋		300	400	400	1,000	
大ホール第四楽屋		300	400	400	1,000	
中ホール第一楽屋		300	400	400	1,000	
中ホール第二楽屋		300	400	400	1,000	
リハーサル室	300	900	1,200	1,200	3,000	
展示室	500	1,500	2,000	2,000	5,000	
特別会議室	300	900	1,200	1,200	3,000	
練習室	200	600	800	800	2,000	
第一会議室	300	900	1,200	1,200	3,000	
第二会議室	400	1,200	1,600	1,600	4,000	
第三会議室	100	300	400	400	1,000	
第四会議室	200	600	800	800	2,000	
シャワー室	100	300	400	400	1,000	

◆入場料などを徴収する場合の加算（1,000円以下の場合には加算しない）

1. 入場料の金額が一人当たり1,001～3,000円以下の場合 100分の50
2. 入場料の金額が一人当たり3,001～5,000円以下の場合 100分の100
3. 入場料の金額が一人当たり5,001円以上の場合 100分の150

※複数の入場料が設定されている場合は最も高い金額を基準とする。

◆商品の宣伝・展示即売等営利を目的として使用する場合は、基本使用料に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

※やむを得ない事情により、展示ホール、グランドホール及び大ホールのホワイエを使用した場合の基本使用料は、それぞれ展示室と同額とし、館外施設を使用した場合の基本使用料は中ホールと同額とする。

◆大ホール及び中ホールに限り、準備・リハーサル・練習等で舞台のみを使用する場合は、基本使用料の100分の50を乗じて得た額とする。ただし、興行を目的とした営利公演の場合は、この規定を適用しない。

◆午前と午後、あるいは午後と夜間を通しての使用は、それぞれの基本使用料の合計額とする。

◆使用許可事項以外に商品等特殊物品について特に保管を要する場合は、使用日時に応じた基本使用料を徴収する。

◆冷暖房を使用する場合は、基本料金に100分の60を乗じて得た額を加算する。

◆使用許可を受けた各々の時間区分を超過して使用した場合は、1時間につき超過した時間が属する区分に応じて基本料金（設備使用料及び冷暖房料を含む）の額の100分の30を超過使用料として徴収する。